

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 6 月 9 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所管理部門長 南 浩史

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 (単価契約) カツオ水晶体切片の安定同位体比分析業務一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和 8 年 3 月 2 3 日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、単価に予定数量を乗じた合計額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成 1 3 年 4 月 1 日付け 1 3 水研第 6 5 号）第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「調査・研究」で「 A 」、「 B 」、「 C 」又は「 D 」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付
神奈川県横浜市金沢区福浦 2 - 1 2 - 4
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所管理部門管理課
電話 0 4 5 - 7 8 8 - 7 0 8 5
F A X 0 4 5 - 7 8 8 - 5 0 0 1
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「（単価契約）カツオ水晶体切片の安定同位体比分析業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「（単価契約）カツオ水晶体切片の安定同位体比分析業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和 7 年 6 月 1 8 日までに上記 3. あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日ま

での質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に
対して行うとともに当機構のホームページにて公表する
ことにより入札説明会に代える。
なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付
け、同様に対応する。
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の
個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等
を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所
を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答す
ることがある。

5 . 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所
- 令和 7 年 6 月 2 5 日 1 4 時 0 0 分
神奈川県横浜市金沢区福浦 2 - 1 2 - 4
国立研究開発法人水産研究・教育機構
横浜庁舎 第 1 会議室
- (2) 郵便による入札書の
受領期限及び提出場所
- 令和 7 年 6 月 2 5 日 1 2 時 0 0 分
3 . ① に同じ。

6 . そ の 他

- (1) 契約手続きにおいて
使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- 免除。
- (3) 入札の無効
- 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札
書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とす
る。
- (4) 契約書作成の要否
- 要。
- (5) 落札者の決定方法
- 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入
札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知
書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7 . 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
- 次の①及び②いずれにも該当する契約先
- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長
相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注 1 とし
て再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めているこ
と※注 2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発
法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注 1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有す
る者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力
を与えると認められる者を含む。

※注 2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲
げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引
の実績による。

- (2) 公表する情報
- 上記 (1) に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契
約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構 O B ）の人数、職名及び
当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいず
れかに該当する旨
- 3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

- (3) 当機構に提供していただく情報
- ① 契約締結日時点で在職している当機構 O B に係る情報（人数、現在の職名及び当

機 構 に お け る 最 終 職 名 等)

② 直 近 の 事 業 年 度 に お け る 総 売 上 高 又 は 事 業 収 入 及 び 当 機 構 と の 間 の 取 引 高

(4) 公 表 日

契 約 締 結 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 原 則 と し て 7 2 日 以 内 (4 月 に 締 結 し た 契 約 に つ い て
は 原 則 と し て 9 3 日 以 内)

(5) そ の 他

当 機 構 ホ ー ム ペ ー ジ (契 約 に 関 す る 情 報) に 「 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構
が 行 う 契 約 に 係 る 情 報 の 公 表 に つ い て 」 が 掲 載 さ れ て い る の で ご 確 認 い た だ く と と も
に 、 所 要 の 情 報 の 当 機 構 へ の 提 供 及 び 情 報 の 公 表 に 同 意 の 上 で 、 応 札 若 し く は 応 募 又 は
契 約 の 締 結 を 行 っ て い た だ く よ う ご 理 解 と ご 協 力 を お 願 い い た し ま す 。
な お 、 応 札 若 し く は 応 募 又 は 契 約 の 締 結 を も っ て 同 意 さ れ た も の と み な さ せ て い た だ
き ま す の で 、 ご 了 知 願 い ま す 。

8 . 公 的 研 究 費 の 不 正 防 止 に か か る 「 誓 約 書 」 の 提 出 に つ い て

当 機 構 で は 、 国 より 示 さ れ た 「 研 究 機 関 に お け る 公 的 研 究 費 の 管 理 ・ 監 査 の ガ イ ド ラ イ ン
(実 施 基 準) 」 (平 成 1 9 年 2 月 1 5 日 文 部 科 学 大 臣 決 定) に 沿 っ て 、 公 的 研 究 費 の 契 約 等
に お け る 不 正 防 止 の 取 り 組 み を 行 っ て お り 、 取 り 組 み の ひ と つ と し て 、 取 引 先 の 皆 様 に 「 国
立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 と の 契 約 等 に あ た っ て の 注 意 事 項 」 (URL : https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf) を ご 理 解 い た だ
き 、 一 定 金 額 以 上 の 契 約 に 際 し て 、 当 該 注 意 事 項 を 遵 守 す る 旨 の 「 誓 約 書 」 の 提 出 を お 願 い
し て い ま す 。

公 的 研 究 費 の 不 正 防 止 関 係 書 類 (① 公 的 研 究 費 の 不 正 防 止 に か か る 「 誓 約 書 」 の 提 出 に つ
い て 、 ② 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 と の 契 約 等 に あ た っ て の 注 意 事 項 、 ③ 誓 約
書) は 、 入 札 説 明 書 に 添 付 し ま す の で 、 契 約 相 手 方 と な っ た 場 合 は 、 誓 約 書 の 提 出 を お 願 い
し ま す 。

な お 、 当 機 構 の 本 部 、 研 究 所 、 開 発 調 査 セ ン タ ー 、 水 産 大 学 校 い ず れ か 1 箇 所 に 1 回 提 出
し て い た だ け れ ば 、 当 機 構 内 の 次 回 以 降 の 契 約 で は 再 提 出 す る 必 要 は あ り ま せ ン 。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 (単価契約) カツオ水晶体切片の安定同位体比分析業務
2. 業務目的 本業務は、中西部太平洋海域において採捕されたカツオ魚体から摘出した水晶体切片の炭素・窒素安定同位体比を測定することを目的とする。
3. 予定数量 1400 検体 (検体送付の予定時期と数 7 月：200 検体、9 月：400 検体、11 月：400 検体、1 月：400 検体)
4. 業務場所 契約締結業者指定場所
5. 納入場所 神奈川県横浜市金沢区福浦 2-12-4
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所 横浜庁舎
6. 業務期限 令和 8 年 3 月 23 日
7. 業務内容
 - ①試料の送付
当所から試料と試料一覧表は請負者に送付する。送付試料は、直径 1mm 程度の大きさに調整された水晶体中心部であり、プラスチック製マイクロプレートに封入された状態である。送付にかかる運送費は当所が負担する。
 - ②試料等の確認
請負業者は試料受領後、速やかに試料と試料一覧表を照合し、担当職員へ受領した旨を連絡する。受領した試料と一覧表との不一致や輸送中の事故があった場合は、取扱いについて担当職員と協議する。
 - ③秤量
請負業者は試料受領・確認後、各試料を 0.001mg 以上の精度で秤量し、分析可能な試料を選定する。秤量の結果、必要なサンプル量に満たない試料など分析困難な試料は、マイクロプレートの所定の位置に戻す。分析試料の選定結果を担当職員に報告し、分析可能な試料については、同位体分析用のスズカプセル等に封入する。
 - ④元素分析
各試料に含まれる炭素 (C) 及び窒素 (N) 量は、有効数字 2 桁以上まで測定し、報告時にこれらのデータも合わせて提出すること。
 - ⑤ $\delta^{13}\text{C}$ 及び $\delta^{15}\text{N}$ 安定同位体比の測定
分析に際しては、同位体比の異なる 3 種類以上の標準試料を使用すること。これらの標準試料は、窒素安定同位体比では-5‰から+16‰、炭素安定同位体比では-31‰から-11‰以上の幅を持つものを組み合わせること。試料約 10 検体毎に標準試料を 1 回以上測定し、報告時には標準試料も含めたすべての分析データを提出すること。分析精度は、これらの標準試料の補正後の分析値の標準偏差で算出し、おおむね $\delta^{13}\text{C}$ は $\pm 0.1\text{‰}$ 以内、 $\delta^{15}\text{N}$ は $\pm 0.2\text{‰}$ 以内の分析精度とする。通常の分析に必要な試料の量である 0.5mg に満たない試料については、0.1-0.2mg 程度の試料に対応した微量分析を実施すること。

⑥成果品提出

以下の情報を試料毎にエクセル等で整理し、担当職員宛に電子メールにて提出する。

- ・サンプルおよび標準試料の炭素、窒素の安定同位体比 ($\delta^{13}\text{C}$ 及び $\delta^{15}\text{N}$ 、単位は‰、有効数字は一桁以上とする)。
- ・サンプルおよび標準試料の炭素、窒素の元素量及び CN 比 (C mg、N mg、%C、%N、C/N)

なお、引き渡した試料は速やかに分析を実施すること。

8. 特記事項

- ①安定同位体比の測定にあたり、燃焼管の温度ドリフトによる分析精度の低下を軽減するため、試料は可能な限り連続して分析すること。
- ②業務に必要な消耗品等は請負業者にて準備すること。
- ③成果品の提出の際は必ずファイルのウィルスチェックを行うこと。
- ④成果品について当所におけるチェック結果によっては該当の全サンプルの再検を求めることがある。また仕様書に反する成果品が提出された場合や当所でのクロスチェック結果と大きく異なる場合においても全サンプルの再検を求めることがある。
- ⑤詳細については担当職員の指示に従うこと。特に作業中に疑義が生じた場合は、必ず担当職員と打ち合わせを行い、合意を得たうえで作業を進めること。
- ⑥本業務で知り得た情報について、取扱責任者を置き、社内です適切に管理を行うこと。
- ⑦業務で知り得た情報について、第三者への開示をしないこと。